

令和3年11月11日
保育部保育認定・調整課

認証保育所における補助金の不正受給について

世田谷区は、認証保育所等運営費補助金（以下、「運営費補助金」という。）及び保育士等キャリアアップ補助金（以下、「キャリアアップ補助金」という。）の不正受給を確認し、世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱並びに世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき、当該補助事業者（認証保育所）に対して当該補助金の一部を返還させることを決定したので報告する。

1 事業者の名称・代表者・所在地（補助金交付時点）

- (1) 名称 ライフサポート株式会社
- (2) 代表取締役 ■■■■■■■■（現代表取締役 ■■■■■■■■）
- (3) 所在地 渋谷区千駄ヶ谷5-34-7

2 対象事業所名等

- (1) 名称 ゆらりん千歳烏山保育園
所在地 世田谷区南烏山6-6-2 サンマルシェビル本館3階
- (2) 名称 ゆらりん自由が丘保育園（世田谷区民利用分）
所在地 目黒区自由が丘1-25-20-2F

3 補助金を返還させる理由

(1) 発覚までの経緯

- 令和2年11月27日 港区の立入調査にて、ゆらりん港南緑水保育園での職員名簿の偽装が発覚した。
- 12月24日 港区プレス発表
- 令和3年3月10日 東京都の調査により系列園（認可保育園8園、認証保育所12園）での不正な職員名簿の偽装使用が発覚した。
- 3月17日以降 東京都において職員名簿を用いて職員氏名を突合し、ライフサポート株式会社へ事実確認を行った。
- 4月20日 東京都による関係自治体への説明会（東京都による指導検査の結果について）
- 5月25日 区による聞き取り調査（法人からの改善状況の報告、法人代表者に対する再発防止等の改善指導及び運営上の相談）

(2) 世田谷区における追加調査

東京都の調査を踏まえ、世田谷区においても平成27年まで遡り、名簿の確認を行っ

た結果、2施設において不正受給を確認した。また、当該認証保育所における当該補助金以外の補助金においての新たな不正はなかった。

(3) 不正受給の内容

運営費補助金およびキャリアアップ補助金の請求にあたって、保育者が不足し、配置基準を満たしていないにもかかわらず、本社の事務員（保育士資格所有）の氏名を職員名簿に記載して申請し、受領した。

4 補助金の返還

保育者の配置基準を満たしていなかった月数分の運営費補助金並びにキャリアアップ補助金の一部を返還させる。

(1) ゆらりん千歳烏山保育園

期間 令和元年12月～令和2年2月（3か月間） 延べ3名分

(2) ゆらりん自由が丘保育園

期間 平成30年4月～平成31年3月（12か月間） 延べ19名分

5 返還予定金額（詳細調整中）

(1) ゆらりん千歳烏山保育園

運営費補助金 約 120万円

キャリアアップ補助金 10～20万円

(2) ゆらりん自由が丘保育園

運営費補助金 約 61万円

世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱第15条、世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱第19条の規定に基づき、補助金受領日から納付日までの日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付させる。

6 再発防止に向けた取組み

各種申請書類の確認を徹底するとともに、補助事業者（認証保育所）に対して、補助事業の適正執行について、認証保育所事務連絡会等の機会を捉え注意喚起を行う。

認証保育所担当、指導担当、巡回支援担当との連携を図り、適切な施設運営の状況を確認していく。